

平成28年度 第3回行田市子ども・子育て会議

(1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用定員について

確認と市町村子ども・子育て会議、県との関係①

《子ども・子育て支援法》

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

(1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

↑【1号・2号・3号認定】

(2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ←【1号認定】

(3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 ←【2号・3号認定】

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

確認と市町村子ども・子育て会議、県との関係②

《子ども・子育て支援法》

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めて、市町村長が行う。

2（略）

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6（略）

《行田市子ども・子育て会議条例》

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

確認と利用定員設定の手続き①

- (1) 給付を受けようとする施設・事業者は、「行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」もしくは「行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を満たした上で、市へ確認の申請を行います。
- (2) 確認申請があった場合、市では条例と「行田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき審査を行います。
- ・設備や職員配置などの運営について←条例と合致しているか？
 - ・利用定員←市町村の事業計画と照らし合わせ、必要量の利用定員となっているか？
都道府県と協議します。

《利用定員の設定にあたっての留意事項》

- ①教育・保育施設の利用定員の最低人数は、20名以上。(幼稚園は除く)
- ②認定区分(1号～3号)ごとに設定し、3号認定子どもの定員は、0歳と1・2歳に区分する。
- ③認可定員と一致させることが基本。
ただし、次のような対応も可能。
 - ・恒常的に実利用人数が少ない場合には、実際の利用状況に基づいた人数で設定する。
⇒ 認可定員内であれば、利用定員を超えた受入れは可能
 - ・恒常的に利用定員を超過している場合には、公定価格を減額する。
- ④認定こども園の園児の認定区分が変更する場合には、引き続き同施設の利用を可能とするような柔軟な取扱いとする。

確認と利用定員設定の手続き②

(3)市町村では、審査の後、確認申請があった施設・事業所について、給付の支給対象施設・事業所として確認してよいか、また利用定員を定めてよいか、市町村の子ども・子育て会議等で意見を聴きます。

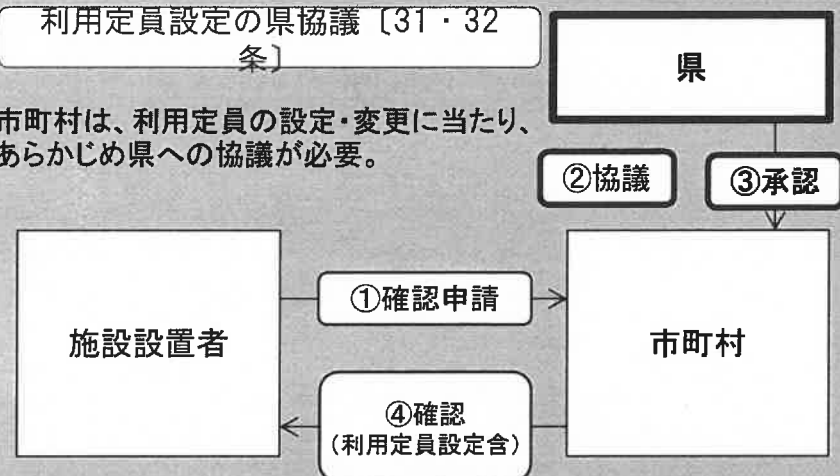
(4)子ども・子育て会議での意見を踏まえ、また都道府県とも協議を行い、市が確認を行い、利用定員を定めます。

施設・事業者の確認(施設型給付・地域型保育給付)

市町村は、施設設置者からの申請等に基づき、利用定員を設定し確認を行う

利用定員設定の県協議〔31・32条〕

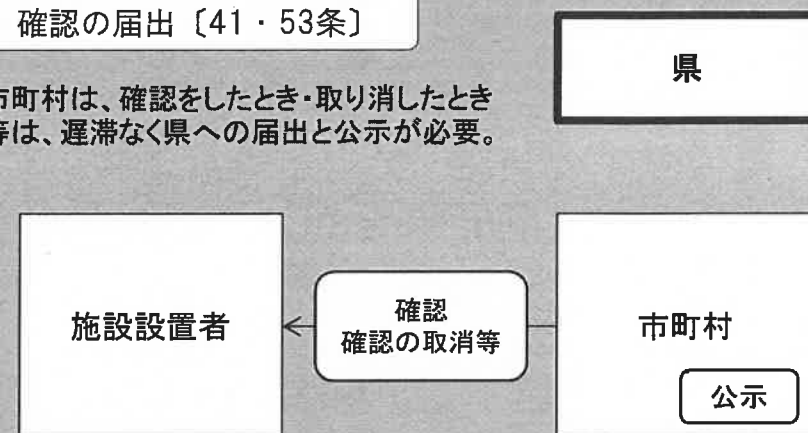
市町村は、利用定員の設定・変更にあたり、あらかじめ県への協議が必要。



※新規に利用定員を定める時は、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことが必須
利用定員変更の場合は、市町村子ども・子育て会議の意見を聴くことは任意

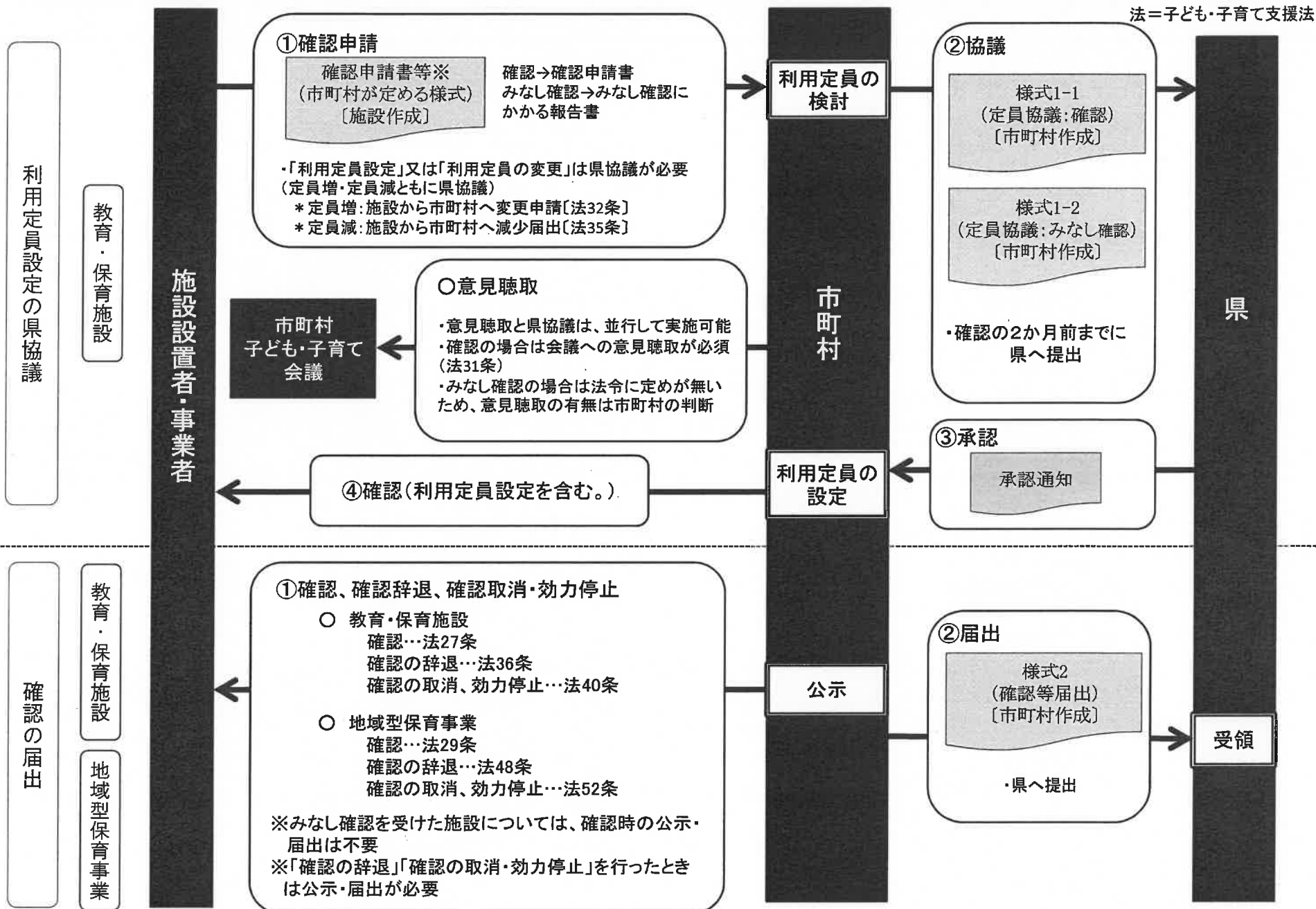
確認の届出〔41・53条〕

市町村は、確認をしたとき・取り消したとき等は、遅滞なく県への届出と公示が必要。



確認と利用定員設定の手続き③(利用定員協議・確認等届出)

法＝子ども・子育て支援法



(社福)成恵福祉会埼玉保育園・利用定員の変更(案)

【現行】 100人 → 【変更後】 90人(弾力運用120% 108人) 平成29年4月1日より変更予定

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	弾力 (120%)
5	10	15	16	22	22	90	108

【変更理由】

継続して利用定員を満たしていないことによる収支の改善をはかるため、(社福)成恵福祉会から利用定員変更の申請があったため。

※資料参考

特定教育・保育、特定利用保育、特定利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定利用に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)

埼玉保育園の利用者(推移)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H26.4月	5	8	14	23	21	27	98人
H27.4月	3	14	13	13	23	21	87人
H28.4月	5	11	17	22	14	23	92人
H29.1月	7	11	18	22	14	23	95人

(社福)財団若葉会若葉保育園・利用定員の変更(案)

【現行】 150人 → 【変更後】 130人(弾力運用120% 156人) 平成29年4月1日より変更予定
利用定員(案)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	弾力 (120%)
8	20	20	22	30	30	130	156

【変更理由】

保育所における設備の基準にもとづき保育を実施することの利用定員変更の申請が、(社福)財団若葉会からあったため。

※資料参考

特定教育・保育、特定利用保育、特定利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定利用に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)

若葉保育園の利用者(推移)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H26.4月	4	19	27	29	34	33	146人
H27.4月	4	19	20	30	29	35	138人
H28.4月	8	20	20	22	30	29	129人
H29.1月	8	19	20	21	30	29	127人

子ども・子育て支援事業計画(2号・3号認定)
(平成27年～平成31年度)

		H27	H28	H29	H30	H31
0歳	見込	75	77	75	72	70
	確保数	67	67	83 (+16)	83	83
過不足数		-8	-10	8	11	13
1～2歳	見込	367	357	346	335	325
	確保数	335	335	390 (+55)	390	390
過不足数		-32	-22	44	55	65
3歳以上	見込	735	716	697	677	658
	確保数	848	848	848	848	848
過不足数		113	132	151	171	190

【保育ニーズ(2号、3号)】

- ・2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園及び認定こども園の短時間保育で確保するものとする。
- ・認可外保育施設の認可化又は地域型保育事業化を促進する。

認可を予定している地域型保育事業者

平成29年4月1日事業開始予定で認可を予定している地域型保育事業者

事業所名	(社会福祉法人)清陵会(仮称)こどものみらい保育園
事業の類型	小規模保育事業(A型)
設置者氏名	(社会福祉法人)清陵会 理事長 園部 浅子
事業所所在地	
利用定員	0・1歳児:11人、2歳児:8人 合計19人
連携施設	行田保育園

地域型保育事業の認可の法的位置づけ

児童福祉法において、家庭的保育事業等が市町村認可へと改正。【施行日：平成27年4月1日】

《改正児童福祉法》

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

(1)～(4) 略

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5～7 略

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

2 略

3 家庭的保育事業等を行う者は、第1項の基準を遵守しなければならない。

資料参考

特定教育・保育、特定利用保育、特定利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特定利用に要する費用の額の算定に関する基準等(平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号)

一部抜粋

地域 区分	定員区分	認定 区分	年齢区分	基本部分				基本加算部分								延長教員加算	三歳児配置改善加算				
				保育必要量区分				超過改善等加算									超過改善等加算	超過改善等加算			
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定				保育短時間認定									
				基本分単価		基本分単価		基本分単価				基本分単価									
				月額調整		月額調整		月額調整				月額調整									
百分の六地域	81人 から 90人 まで	二 号	四歳以上児	39,090	(48,780)	34,600	(40,700)	320	(380)	×	加算率	270	(330)	×	加算率	5,150	50×	加算率	(5,700)	(50×	加算率
			三歳児	45,790	(58,980)	40,700	(50,770)	380	(850)	×	加算率	330	(800)	×	加算率			5,700	60×	加算率	
		三 号	一、二歳児	95,680	(182,880)	90,770	(157,790)	950	(1,520)	×	加算率	800	(1,470)	×	加算率						
			乳児	152,880		157,790		1,520	×	加算率	1,470	×	加算率								
	91人 から 100人 まで	二 号	四歳以上児	34,340	(41,040)	29,770	(35,470)	270	(330)	×	加算率	230	(290)	×	加算率	4,640	40×	加算率	(5,700)	(50×	加算率
			三歳児	41,040	(51,110)	36,470	(46,540)	330	(800)	×	加算率	290	(780)	×	加算率			5,700	60×	加算率	
		三 号	一、二歳児	91,110	(158,130)	86,540	(153,560)	800	(1,470)	×	加算率	780	(1,430)	×	加算率						
			乳児	158,130		153,560		1,470	×	加算率	1,430	×	加算率								
	121人 から 130人 まで	二 号	四歳以上児	31,080	(37,780)	27,550	(34,250)	240	(300)	×	加算率	200	(260)	×	加算率	3,570	30×	加算率	(5,700)	(50×	加算率
			三歳児	37,780	(47,850)	34,250	(44,320)	300	(770)	×	加算率	260	(730)	×	加算率			5,700	60×	加算率	
		三 号	一、二歳児	87,850	(154,870)	84,330	(151,350)	770	(1,440)	×	加算率	730	(1,400)	×	加算率						
			乳児	154,870		151,350		1,440	×	加算率	1,400	×	加算率								
	131人 から 140人 まで	二 号	四歳以上児	30,320	(37,020)	27,050	(33,750)	230	(290)	×	加算率	200	(260)	×	加算率	3,310	30×	加算率	(5,700)	(50×	加算率
			三歳児	37,020	(47,090)	33,750	(43,820)	290	(760)	×	加算率	260	(730)	×	加算率			5,700	60×	加算率	
		三 号	一、二歳児	87,090	(154,110)	83,820	(150,840)	760	(1,430)	×	加算率	730	(1,400)	×	加算率						
			乳児	154,110		150,840		1,430	×	加算率	1,400	×	加算率								
	141人 から 150人 まで	二 号	四歳以上児	29,640	(36,340)	26,590	(33,290)	230	(290)	×	加算率	190	(250)	×	加算率	3,090	30×	加算率	(5,700)	(50×	加算率
			三歳児	36,340	(46,410)	33,290	(43,360)	290	(760)	×	加算率	250	(720)	×	加算率			5,700	60×	加算率	
		三 号	一、二歳児	86,410	(153,430)	83,360	(150,380)	760	(1,430)	×	加算率	720	(1,390)	×	加算率						
			乳児	153,430		150,380		1,430	×	加算率	1,390	×	加算率								